

総務省「AIネットワーク社会推進会議」（第21回）
AIガバナンス検討会（第17回）
合同会議

EUのAI規則案に対する 欧州での反応の続報と 米国の動向について

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
弁護士・ニューヨーク州弁護士

大阪大学招聘教授（同大学社会技術共創研究センター）

三部 裕幸



はじめに

• 私が行った調査と本発表について

- 本推進会議事務局から**諸外国におけるAI規制の動向に関する調査研究の委託**を受けて調査した。本年2月8日の合同会議において、当該調査の中間報告を行った。
- 今回は、調査のうち、次の**EU・米国の有識者**（前回の発表に含まれないもの）**から聴取した内容を報告**する。
 - **ドイツのハンブルク大学のGeorg RINGE教授**及び**Antonella ZARRA氏**
 - **フランスのDerriennic associés法律事務所**
 - **米国のArnold & Porter法律事務所**
 - いずれも、それらの大学・法律事務所の関係者・顧客を代表しての意見ではございませんので、ご注意ください。
- なお、紙幅・発表時間の関係上、**ヒアリング先の見解**は、私にて**適宜要約**し、また**AI規則案の和訳**については**わかりやすい表現に直した箇所**がある。

1.

欧州での反応（補足）

——ヒアリング先の見解と
その他の反応

AI規則案の目的・背景

- **イノベーションと人権・安全・EUの価値の両立**



事業者サイドも規則案の制定自体には同意しているとみられる

- **ヒアリング先におけるAI規則案全体に対する見解**

- **ハンブルク大学**

- **AI技術の利用・機能**に関するルールの一貫性が主目的
- **基本権の保護**も同程度に重要なものとして考慮されている

- **Derriennic**

- **AIについてリーダーシップを確保し市場を守る**統一ルールの整備、**イノベーションのサポート**
- **人権や社会の保護、人間中心のアプローチ**のため、倫理の枠組みだけでなく、規範的な枠組みを採用
- なお、民事責任や知的財産の法制度についても今後議論が必要

「AIシステム」の定義に対する反応

• 修正が必要との意見

- 定義は広すぎて、かつ狭すぎる（ハンブルク大学）
 - 特に、リストに記載の技術に該当しないように開発されるおそれ
- より定義を明確化すべきだ（Derriennic）
 - 機械学習（ディープラーニングを含む）のみを対象とすべき
 - 主観的な判断要素が含まれてしまう定義にすべきではない

許容できないリスクのあるAIに関しての ヒアリング先の見解

• ハンブルク大学

– 定義が曖昧で、禁止の範囲が狭い

- ハイリスクに該当する生体識別システムと、ローリスクに該当する生体類型システムの区別は困難。生体類型システムにも差別のリスクがある
- 新型コロナウイルスとの関係での接触追跡アプリの利用は事前適合性評価の要件を免れることができる → 要件を課すべき
- ソーシャルスコアリングにつき民間と公的機関で区別する理由が不明

• Derriennic

- 民主主義・プライバシー・個人の自由の保護はフランスでは必須の価値だ。
- ソーシャルスコアリングや公的機関による監視のためのAIの明確な禁止は、その意味で合理的だ。

ハイリスクAIに関するヒアリング先の見解

• ハンブルク大学

– 事前適合性評価についての疑問

- 自然人の生体識別・分類AIだけ第三者の評価を受ける必要
- 他のハイリスクAIについては自己評価でよい → なぜ？

– 好意的に評価できる点

- ハイリスクシステムの要件（データベースやデータの質の要件、利用者の要件など）は、AI環境の透明性確保のために有益

• Derriennic

– ハイリスクAIの範囲が適切に定義されているとは思われない

- 個々の技術の種類の違いに応じて、個々人に生じ得るリスクも異なるはずだが、対策はリスクの異なりに応じたものとなっていない。ステークホルダーがリスクの違いを理解できるイニシアティブを設定することが望ましい。
- また、新たな利活用に応じてAnnex IIIにどのような追加が行われるかが重要だ。

– 健康、安全、基本権を守る規制だから、規制を緩めるべきではない

中小企業へのサポートに関しての ヒアリング先の見解

• ハンブルク大学

- **イノベーションに対する萎縮効果**が生じかねない
 - コスト（手続やコンプライアンス）が発生し、中小企業には遵守が困難
- 事前適合性評価の実務に当たって重要な役割を果たす**標準化機関**は、**中小企業の利益を適切に代表するものではない**
- 加盟国単位で創設される**規制のサンドボックス制度**が重要か

• Derriennic

- 欧州委員会は**規制のサンドボックス制度**を奨励している。
 - GDPRを遵守することが必要なプロジェクトでもサンドボックス制度が重要だった。
- AI規則案が**イノベーションを阻害しないことが重要**になる
 - 中小企業のニーズを考慮しつつ、**本規則案を認識してもらうこと**、中小企業との**コミュニケーションのチャネル**を作ること、が大切だ。

2.

米国の動向

——ヒアリング先の見解と
その他の情報

米国連邦政府が、AIに関して EUと同じ方向性を採るか

- **Arnold & Porterの回答**

- 米国が、EUほど範囲が広く、また、ビジネスにとって対応すべき課題の多いAI規制を作るとは思われない。
- しかし、新たな制定法がなくても、連邦の機関は、**現行の（典型的には分野別の）規制権限と一貫するようにAIを規制するよう努力を払っている。**

米国連邦政府が、AIに関して EUと同じ方向性を採るか

- **米EU貿易技術評議会（TTC）** についての
Arnold & Porterの見解
 - TTCは、**米国とEUのAI規制を、少なくともある程度平仄の取れたものとする可能性**がある。
 - **差別・バイアス、詐欺、透明性**について、あるいは、
 - **米国とEUが概ね合意するその他の分野**において
 - また、TTCは、次のような**一定の国への依存を限定し又はそのような国の影響を弱める**政策にも**最大の力を発揮し得る**。
 - **反民主主義的な方法で技術を用いるもの、又は**
 - **米国若しくは欧州及びアジア太平洋地域における同盟国の安全保障に課題を生じさせるもの**

ハードローか、ソフトローか

• Arnold & Porterの見解

- 米国は、AIを、**ハードローとソフトローをミックス**して統制する。
 - 一般的には、米国はできる限りソフトローを用いる。立法者や規制当局は、経験によってソフトローではAIによる害から一般公衆を守るに不十分であると**分かった場合に**、初めてハードローに目を向ける。最近は、そのようなハードローの適用・制定に向けたいくつかの動きが見られる。
- 米国の規制当局は、AIへの**現行法の適用に非常に着目している**。
 - 新法を制定するよりも**現行法を適用**することの方がかなり容易であるため
- **同時に**、連邦・州において、**制定法の立法やその提案が見られる**。



- **米国**において、**AIは規制されないという考え方は間違い**である
 - **政府**は**AIのリスクに焦点**を合わせている。**企業も同様にすべき**である
 - 事業者は、取り扱おうとするAIの領域や用途、ステークホルダーなどの事情に応じて、米国が、**現在・将来、どのような法制度枠組み**を採るかを検討しないと、AIの事業を進めた段階で**違法と判断されるリスク**を抱える

ハードローか、ソフトローか

ハードローに向けた具体的な動きの例

- 一般の日本人が想像するよりも、ハードローが既に採用され又は今後採用されるであろう範囲が広い

機関	ハードローの動き
米国ホワイトハウス科学技術政策局(The White House Office of Science and Technology Policy, “OSTP”)	● AIの権利章典（ハードロー）構想を打ち出した。
米国連邦議会下院	● 議員立法として、Algorithmic Accountability Act of 2022が提案された
米国連邦取引委員会（FTC）	● セキュリティの緩さを正し、プライバシー侵害を抑え、アルゴリズムの意思決定が違法な差別とならないようにするためのルールの採用に向けてのを開始する計画を示した。 ● もともとFTC法その他に基づく規制権限がAIにも及ぶとの立場を示している。
米国雇用機会均等委員会（EEOC）	● 倫理的な対応を求めるべく2021年に調査研究や企業ヒアリングを開始しており、かつ、既存の公民権法や障害をもつアメリカ人法（ADA）との関係でAIが法律違反となることがあり得るという立場を明らかにした。
米国運輸省（DOT）	● 自動運転に関わる機関であり、現時点では民間での任意的な技術基準の策定を優先しているようですが、必要に応じてハードローも検討するという立場を採っている。
米国証券取引委員会（SEC）	● 米国投資顧問業法をロボアドバイザーに適用した。投資会社法にも違反することがあり得るという立場を採っている。
連邦準備理事会（FRB）など	● 一定の金融機関に対して、事業上のパートナーとなるFintech企業の調査義務を課すガイダンスを示した。
州法	● カリフォルニア州のCCPA・CPRなど各州のプライバシー保護法制 ● イリノイ州のBiometric Information Privacy Act (“BIPA”) など

中小企業へのサポート

- **Arnold & Porterの回答**

- 一般論としてのRegulatory Flexibility Act of 1980 (“RFA”)に基づく規制の検討のほか、
- 規制を中小企業に課さないように規制を設計することによって対処している

AIに関する日米の協働

- **Arnold & Porterの回答**

- 米国は、日本と、**倫理的で安全で信頼できるAIの論点**に関し、**多国間の組織**（OECD、G7、G20、GPAIなど）の場において又は**二国間の対話**により、**協働を継続**するであろう。
- 米国は、**AIの技術標準の策定や規制遵守を求めることを目的**として、**TTCの下でのEUとの協調と同様の協調を日本とも**したいであろう。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

パートナー 弁護士・ニューヨーク州弁護士
(第二東京弁護士会所属)

大阪大学招聘教授 (社会技術共創研究センター)

三部 裕幸

電話 (直通) : 03-5501-2276

Email: hiroyuki.sanbe@aplaw.jp

本資料、及び本資料を用いて弊職が述べた事項は、弊職が所属する法律事務所、又は弊職や当該法律事務所が所属・活動する団体等における見解を述べたものではございません。

Eightでの名刺交換用QRコード

